

埼玉西部環境保全組合廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 埼玉西部環境保全組合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定によりごみ等の一般廃棄物（以下「一般廃棄物」という。）を衛生的に処理するため地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
埼玉西部環境保全組合 川角リサイクルプラザ	入間郡毛呂山町大字川角1959番地1
埼玉西部環境保全組合 埼玉西部クリーンセンター	比企郡鳩山町大字熊井819番地

(委任)

第3条 この条例で定めるものを除くほか、処理施設の管理に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成13年2月8日条例第2号）

この条例は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（令和4年5月12日条例第3号）

この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。